第2回 五霞町役場庁舎等複合化基本計画検討委員会 次第

日時 令和5年12月20日(水) 午前10時から 場所 五霞町役場2階 委員会室

- 1 開 会
- 2 挨 拶
- 3 議 事
 - (1) 基本計画の素案に係る検討について
 - (2) 公民館利用者等に対する施設機能等に関する合意形成について
- 4 その他
- 5 閉 会

(1) 基本計画の素案に係る検討について

検討事項1 最適な建物レベルの設定(素案8ページ)

水害と新庁舎の建設予定地の関係性

- ・利根川及び江戸川における浸水想定区域内に位置している
- ・建設予定地の最大浸水深 利根川…3.2m、江戸川…1.2m (浸水ナビ計算)
- ・利根川の家屋倒壊等氾濫想定区域に位置している

水害対策の必要性

災害対策活動拠点(2階に設置を想定)における機能の確保

新庁舎における水害対策

- ・盛土による嵩上げを 1.2m (江戸川の氾濫に耐えるレベル) とする
- ・新庁舎の2階は、3.2m以上(利根川氾濫に耐えるレベル)とする
- ※敷地の制約、バリアフリー化、コスト面での負担増を考慮し、実現可能な建物 レベルとして設定するもの。

検討事項2 平地林の保全(素案9ページ)

平地林保全のメリット

- ・風景の保全 ・自然と調和した環境の整備(自然通風、自然採光)
- ・路面の温度上昇の抑制、建物の日射負荷の低減
- ・敷地整備の費用縮減

平地林保全のデメリット

- ・新庁舎から一般駐車場までの距離が出てしまう
- ・平地林の維持管理には継続的なコストが生じる

検討事項7と関連

平地林を駐車場とするか

平地林の取扱いについて

・平地林を維持するか、なくして他の用途に活用するか

選定	内 容	
	素案(案)のとおり維持し、メリットを期	待する
	平地林の規模を縮小し、他の用途()とする
	平地林をなくし、他の用途()とする

・平地林の規模を縮小する場合、材木の活用をするとしたら

(例:平地林アスレチック、敷地内ベンチ・東屋)

検討事項3 公民館機能について (素案 13 ページ)

図書室に関する意見の具体化

・学校の図書室と連携した新たな本の管理機能の導入
⇒データ共有(学校図書室から複合庁舎の図書室の本の検索・予約)
⇒ご意見・その他のアイデア
読書をゆっくりと楽しむことのできる施設
⇒ どのように (例:音楽を聴きながら、コーヒーを飲みながら、景色を眺めながら)
⇒ <mark>どういう場所</mark> (例:屋外で、日の差す屋内で、子どもが遊べる場所で)
ラと J () 一屋が () 「屋が () 「) 「 」 ともか 近 () の 例 () 「)
⇒ <mark>何があると良い</mark> (例:リクライニングチェア、屋内遊具、個別机・椅子)
・学習向けの環境整備
⇒ <mark>どのような</mark> (例:静かで落ち着きのある空間)
⇒ <mark>どういう場所</mark> (例:個々のスペース、遮音、集中ルーム)
⇒何があると良い (例:個人・グループにも対応した机・椅子、ネット環境、BGM)

利用室に関する意見の具体化

- ・使用頻度が低い要因は、設備機能が古く、利用者に使いたいと思われていない 可能性がある(特に調理室は設備に依存するため、その影響は顕著)
- ・サイズ感の見直しも検討

使いたいと思われる調理	至の設備
⇒どのような造り(例	講座向け配置、採光性がある、外から見える)
⇒どのような設備(例	汚れにくい、掃除のし易い、様々な調理に対応)
⇒何があると良い(例	オーブン、ガス、IH、講座に見合う冷蔵庫)
<u> </u>	
⇒サイズ感は (講師用キッ	チン1台・講座生用3台、談話スペースとして○人分)
/ / I/MAHAII)	/ TI III/EI/II O II WAIII / / C O C O/C///
調理会し創作会 (公面、	陶芸) の統合について(衛生上の問題あり)
→ 円至(共有) /	仕切り(共用スペースあり) / 別室(完全分離
創作室の設備	
⇒どのような造り(例	掃除のし易い、別室(道具庫)付き)
⇒どのような設備(例	油汚れ対策、作品鑑賞会ができるような、通気性)
⇒何があると良い(例	作品鑑賞棚、換気扇)
⇒サイズ感は(例 講座	至生○人が活動するスペース、○㎡、現在の半分)
(V) HIJ/	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
į –	

郷土資料等の取扱いについて

- ・文化財等については公開していくのか
- ・公開をする施設として複合庁舎が適切かどうか
 - ⇒文化財等については、現在町が保管しているものを把握し、その取扱いに関する方針を教育委員会事務局と関係者により協議し、改めて検討委員会に諮る。

検討事項4 議会機能について (素案 17ページ)

前回会議での意見について(確認)

- ・議場は、議会のないとき他の用途として活用できるよう、整備レイアウトに工 夫を凝らす
 - ⇒可動式の家具の採用、床のフラット化
 - ⇒特別に高価な仕様にしない(誰でも使いやすい仕様)

ハードに縛られない多様な議会の傍聴について

- ・ラウンジ等の共用スペースにモニターを設置して議会を中継し、視聴を可能と する
 - ⇒傍聴に対する敷居がなくなり、議会の見える化が促進される
 - ⇒議場内における傍聴席の固定化が解消され、より議場の他用途活用が可能に

 美	《現性、	有効性は			

発想の転換

- ・町職員が海外研修で訪問したデンマークにあるアレドロ市の議場は、多目的ホールをガラスの可動式壁で仕切り、ガラス越しに傍聴する議場としていた
- ・普段は一般の人が使える場所が議場となるという発想への転換は

⇒例	講堂に議場機能を置く	

検討事項5 講堂機能について (素案 18 ページ)

前回会議での意見について(確認)

・土足入室可、空調完備、ステージ等の性能を持ち、一定の広さがある施設が利用 者には必要

講堂の整備方法の検討

- ・既存講堂の修繕利用/別棟新築/庁舎一体型整備/議場兼用大会議室で比較
- ・総合評価を実施

検討事項6 各階への機能の振り分けについて (素案 24 ページ)

町民窓口(現 町民税務課、健康福祉課)の配置について、総合評価を実施。

ケース	配置階		
現庁舎	2階 事業系、議会		
	1階 町民窓口、総務F		
①現状踏襲	2階 総務F、事業系、議会		
	1階 町民窓口 、公民館機能		
②業務連携性を	2階 町民窓口 、総務F、事業系		
優先した場合	1階 議会、公民館機能		

←書方	現在課名	
	総務課	
総務F	まちづくり戦略課	
	生活安全課	
ma C ota	町民税務課	
町民窓口	健康福祉課	
	産業課	
事業系	都市建設課	
議会	議会事務局	

新庁舎

※②の案を提示した理由【災害対策の視点】

- ・災害等における緊急時の各課業務連携を考慮(業務継続性の確保)
- ・水害で1階が浸水した際の各種システム(住民基本台帳等)の安定稼働確保

検討事項7 来庁者駐車場の整備範囲について (素案 28 ページ)

素案 (案) 現ストックヤードの一部を駐車場とし、平地林を抜け(約 40 m)、庁舎に入る。

•	来庁者の利便性に配慮して	平地林	を駐車場にす	べきか
---	--------------	-----	--------	-----

報告事項 複合庁舎の建設に関する事業手法について (別紙)

新庁舎の建築に係る事業手法の決定について

新庁舎の建築に係る事業手法は、「新庁舎等複合施設整備及び管理・運営における民間活力導入可能性調査」の結果を基に、庁内会議で検討した結果を踏まえ、下記の理由から公共直接方式による「従来方式」とします。

なお、事業手法を従来方式とする中で、設計・施工における発注方式(分離発注又は一括発注【DB】)の選択によっても、財政負担や工期等が異なってくることから、それらを比較し優位性を確認した後、発注方式を選定します。

記

(事業方式を「従来方式」とした理由)

- 1 従来方式と PFI 方式の比較による VFM 値 (3.5%) が十分ではなく、試算の条件 設定や様々な変動要因によっては結果が逆転するおそれがあること(過去に総務 省が実施した「地方公共団体における PFI 実施状況調査」において、可能性調査 段階で PFI 事業を中止した自治体の平均 VFM が 7.3%)。
- 2 サウンディング調査の結果、PFI 事業に対する地元事業者の参入意向が確認されなかったこと。
- 3 事業スケールが小さく、収益性のある施設は含まれない計画であるため、PFI 事業で民間による創意工夫を生かす余地が少ないと考えられること。
- 4 実質公債費比率への影響度合いは、より長期の借入れ(起債)を行うことが出来る従来手法の方が PFI 方式より安定していること。
- 5 設計段階において、従来方式の方が町の意見を反映しやすく、事業期間中の社会的変動要因等に対応しやすいこと。
- 6 庁舎の維持管理及び運営について、社会情勢の変化等に合わせ、町が自らの責任で行うことが望ましいこと。

(2) 公民館利用者等に対する施設機能等に関する合意形成について

1 これまでに行った公民館利用者等への意見を伺う場

総合管理計画策定前 H28 対話の場(協働サロン)

基本構想策定前 R1 アンケート (公民館窓口設置及び講座開講時)

基本計画策定前 R5 広報、HP (意見募集)

2 現在の公民館利用者に対し、基本計画策定前に再度町の方針を周知し、意見を求めていく

- 3 対象 · 文化協会所属団体
 - 公民館講座生
- 4 方法 対象とする上記の組織の長又は講師に対して次の書類を送付し、新庁舎 (複合施設)の整備に対する理解を深めていただくとともに、意見の取りま とめと提出を促す

送付書類 (1) 新庁舎(複合庁舎)の整備方針【素案ベース】

(2) 意見の取りまとめ及び提出依頼文

5 実施スケジュール

時期	内容
検討委員会承認後	対象組織の洗い出し
	送付資料作成
年内	対象者へ通知の発送
1月中旬	意見取りまとめ期限
1月17日	第3回検討委員会
2月	パブリックコメント
3月中旬	第4回検討委員会
3月下旬	基本計画(案)完成
	意見書作成
年度内	意見書提出

【町民周知について】

10月21日、22日、29日、町内4箇所において、全5回にわたりまちづくり懇談会 を実施しました。

各会場とも、多くの方にご参加いただき、これまで実施してきた町の取組や、今後 の計画等を説明させていただきました。町民のみなさんからいただいた貴重なご意見 やご要望を、今後の行政運営に活かしていきます。

説明した資料は、町公式 ホームページに掲載して います。









広報ごか12月号

○お問い合わせ 総務課 秘書G 西(84)1111 (内線202)

【委員の構成 関係団体長 町議会議員 学識経験者

副町長、 公募委員

(検討した主要事項)

施設規模

防災機能

(耐震水準等) (床面積の目標値)

委員会の会議を開催しました。 を基に、 画検討委員会」が検討した意見 表者等により組織した「基本計 合庁舎の建設に向けて、 町では、 10月11日、第1回目となる検討 基本計画を策定します。 役場庁舎と公民館の複 町民の代

まえて、

検討します。ご意見は町

するみなさんからのご意見も踏

本委員会は、新庁舎建設に関

ださい。

催しました代表者等による会議を開新庁舎建設に向けた町民

公表します。

(検討の公表)

議会機能(議場の他用途活用)

公民館機能

(図書室、

利用室の

在り方)

講堂機能(施設の必要性)

委員会による会議での議事録を 町公式ホームページで、 検討

○お問い合わせ

生活安全課

くらし環境G

843618 (直通)

ついて、 ターで受入を行っていましたが、 り発生したごみの処分の搬入に 12月28日休正午をもちまして終 **亅させていただきます。** 7月11日の突風等の被害によ 五霞町B&G海洋セン

搬入受入を終了します災害時に発生したごみ

○お問い合わせ 総務課 841111 (内線205) 財務G



町公式 -ムページ ます】 (みなさんからのご意見も伺い

公式ホームページからお寄せく

ごみ収集・し尿処理	さしま斎	行場(火葬場)	役 場
12月29日織~1月3日(水)	1月1日(月〜1月3日(水) ※12月31日(日は午後5時で業務終了 ※火葬、告別式場、動物炉、霊柩車の使用はできません。 ※霊安室は、12月30日(出まで使用できます。ただし、12 月31日(日)に火葬するご遺体まで。		12月29日巤〜1月3日休 ※日直業務(戸籍届出の受 付)は、実施します。
中央公民館	B&G海洋センター	福祉センター「ひばりの里」	西児童館・南児童館
12月28日(木)~1月4日(木)	12月27日(水)~1月5日(金)	12月29日엷~1月3日休	12月28日(林正午~1月3日(水)
ふれあいセンター	道の駅ごか		情報・防災ステーション
12月29日씗~1月3日(水)	12月31日印~1月2日火 ※3日似は一部営業、4日休から通常営業		12月31日(日)~1月2日(火)

日等のお知らせ年末年始の休館・休業

<u>ホーム</u> > <u>行政・しごと</u> > <u>町政情報</u> > <u>新庁舎建設</u> > 役場新庁舎の建設に関するご意見をお伺いします

役場新庁舎の建設に関するご意見をお伺いします

皆様からお寄せいただいたご意見を基に、検討します

役場新庁舎(公民館との複合施設)の建築に向け、令和5年度中を目途に基本計画を策定します。基本計画とは、建築物の設計に入る前段階において、設計条件の整理や施設の配置、平面計画、空間の構成、施設に必要とされる機能及び性能等を定めるものです。

基本計画の策定(最終決定)は町が行いますが、施設に求められる町民の意向をより良く反映させるために、町民の代表者や専門的な知識を持たれる有識者等で構成する「基本計画検討委員会」が主体となって、基本計画の検討を行います。

役場庁舎は築60年、公民館は築44年の施設です。年数の経過と共に社会情勢や生活文化は大きく変化しており、新たに整備する公共施設には、これに対応できる機能及び性能が求められることになります。

ついては、次の方法により、役場新庁舎の建築に対する皆様のお考え、ご意見をぜひ伺わせていただきたいと考えます。長く町民の皆様に愛されながら利用される施設の整備にご協力くださいますよう、お願いします。

また、皆様からお寄せいただいたご意見は「基本計画検討委員会」において、基本計画への反映を検討します。

ご意見等の提出方法等について

このページの下にある「メールでお問い合わせをする」ボタンから入り、必要事項とご意見等を入力の上、送信してください。文書(任 意様式)の郵送又は窓口への直接提出による受付もいたします。

(提出期限)

令和6年1月5日(金曜日)

(郵送でご意見等を提出される際の宛先)

〒306-0313 茨城県猿島郡五霞町大字小福田1162番地1 五霞町役場 総務課 財務グループ宛て(新庁舎に関する意見書在中) (記載いただきたい事項)

氏名、住所、年齢、生年月日、ご連絡先(電話番号、メールアドレス)及び新庁舎建設に関するご意見等

ご意見等の内容

役場新庁舎の機能や設備に関すること

それらの活用方法やメリット

役場新庁舎による、これまでにはない新たな行政サービス 等

上記例の他、役場新庁舎に関するご意見は広くお伺いします。ただし、この意見収集は、基本計画の検討を目的に実施することから、ご 質問に対して回答を求められた場合は、対応を致しかねます。ご了承ください。

建設未来通信 11月28日掲載

能および性能など定める。 施設に必要とされる機 集する意見内容は、 総務課財務グル でにな それらの活用方法や の反映を検討する 件の整理や施設の配 を設置した。 け、 面 計 新庁舎による こ 一五霞町役場 画 問い合わせ 空間の構 今

公民館と複合化へ建設に向け意見募集

五霞町/役場新庁舎

役場庁舎等複合化基本計画策定スケジュール(案)

- **スケジュール変更経過** 1 第2回会議を当初予定していた1月開催から1ヶ月前倒しで実施し、全体における会議の回数を4回(1回増)に変更します。 2 パブリックコメントの実施期間において、提出のあった意見の調整期間を考慮し、当初より前倒して実施します。